

## 第1回 滋賀県契約審議会(11/1 開催)における主な意見

## ○基本理念1について

・業務委託などについては、一般競争入札と言いながら随意契約的なかたちになっている部分もあると聞いているので、公平な競争ができるよう仕組みを作っていけるといいと思う。

## ○基本理念2について

- ・適正な範囲内の落札価格を設定していくべき。
- ・適切な仕様書等の作成にかかる相談支援の仕組み、業務の監督検査の方法についての指導や助言、研修などについて、特に業務委託は幅広く多様なので、うまく機能するよう仕組みを考えていただきたい。
- ・建設工事等業務委託以外の業務委託について、事業者から提出を求める積算内訳の活用方法が非常に重要。
- ・県の契約に関するアドバイザーのようなものも非常に重要。

## ○基本理念3および4について

- ・いかに県民や事業者が納得できる形の契約を目指すかが非常に重要。
- ・県内事業者優先は、価格を犠牲にして、県内事業者を優遇することになるが、それが本当に県民のためかどうか、非常に微妙なバランスを取りながら施策を進めなければならない。
- ・女性活躍など契約において重視している状況を、透明性を持って県民へ公開することが非常に重要。
- ・例えば産業連関表のように、地元企業との契約による経済的なインパクトを可視化したり、低廉な契約よりも、適正な契約に重きを置くことの意味を継続的に伝えたいといけな。
- ・価格だけの競争では大手企業に金額で負けてしまうため、最初から入札に応募する気がなくなってしまうという話も聞いており、公平に契約に参加できるような体制になればよい。
- ・県の入札に参加する会社は、ある一定程度のハードルを越えなければならないため、行政目的の実現を図るための契約について、ある程度効果が出ていると感じた。
- ・事業者が取り組みやすいところから取り組み、徐々に改善していきけるインセンティブが働けばよい。
- ・県民や事業者の理解が必要であり、県としての問題意識、どういう現状から条例をつくったかを、分かりやすく説明していかなければいけない。
- ・コストアップになる部分も出てくると思うが、条例が目指しているところを分かりやすく説明できるように、取り組んでいただきたい。
- ・悪徳業者のようなものをいかに排除できるかというのがポイント。適正価格で単価をきちんと積算したが、実際に労働者のところにきちんと行っているのかなどを含めて、うまく実態が分かれば、説明しやすくなるのではないかと思う。

○審議会での検証等について

- ・条例の具体化にあたって、具体的な事例による検討、検証、意見交換が必要。
- ・現場でこの条例が生かせていないというようなことが拾い上げられる事例や、現場の声を届けていただければと思う。
- ・実際に契約をする職員や所属で大きな手間がかかるのでは、なかなか実効性が上がらないので、庁内での率直な反応なども伺えるといい。
- ・県の契約全部を審議会で審議するのは不可能であり、サンプリングのあり方が非常に重要。

○その他

- ・他の民間企業の契約の一つの手本的なカタチで示されれば、非常にいいと思う。
- ・最初からやり方一つで走るのではなく、いろいろと試行錯誤しながら、本来のあるべき姿を目指していただきたい。
- ・県の仕事を請けて、非常にいいと思ってもらえるカタチに持っていければと思う。
- ・専門用語的なものもたくさん入っているので、用語説明的なものをつけることを検討されたい。